2024年度(令和6年度)老朽空家等解体補助制度の改正について

現在の補助制度をより分かりやすく利用しやくするため、2024年度(令和6年度)より、下記の通り制度を改正いたします。

(1)補助金の要件

	現行(2023年度)	改正後(2024年度から)
前提条件	昭和56年5月31日以前に着工	現行通り
要件①	著しい腐朽・破損があり、申請時点で空き家となっているもの	腐朽・破損のある空き家
要件②	腐朽・破損があり、申請時点で3年以上空き家となっているもの	
要件③	狭隘(幅員2m未満)道路のみに接する敷地の上に建つ家屋	廃止
要件④	狭小(面積60㎡未満)土地の上に建つ家屋	廃止

(2)補助金の上限額を100万円とする要件

	現行(2023年度)	改正後(2024年度から)
100万円 上限	【幅員が4m未満の道路・通路のみに面している場合】 補助対象家屋の要件①又は②に該当する建築物で、 かつ幅員4m未満の道路又は通路のみに面している場合	廃止(上限額60万円とする)
	【建物用途が共同住宅の場合】 補助対象家屋の要件①又は②に該当する建築物で、 かつ延べ面積100㎡以上で3戸以上の共同住宅の場合	現行通り

【制度所管担当】

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課